

～市民のための法律家を育てることは国の責任です～

内閣総理大臣 殿

< 請願の趣旨 >

裁判所法67条2項を改正して、司法修習生の給費制を維持してください。

< 請願の理由 >

2004年、司法修習生への給与を廃止して、貸与制へと切り替える法改正がなされました。

司法は市民の命や生活を大きく左右する国家作用であり、法曹はこの司法の担い手です。

特に弁護士は、唯一民間の立場にある法曹として、権力から人権侵害を受けた市民に寄り添い共に対抗する使命を与えられています。労働者・子ども・企業・犯罪被害者等々、あらゆる立場から基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す弁護士を含め、高度な技術と倫理感が備わった法曹を養成することは、国の基本的な責任です。

司法修習生は、裁判官・検察官・弁護士になる「法律家の卵」として、将来の進路に関わらず、すべての分野を修習します。法曹三者すべての倫理と技術を学ぶことが、それぞれの立場から権利保障を実現するという司法制度の基礎になっています。このような趣旨に基づき、司法修習生は修習期間中のアルバイトを禁止されるなど厳しい制限を受け、その代わりに、国家は司法修習生に対し「給費」で生活を保障してきました。ところが、その給費が何らの補償もないまま全額カットされようとしているのです。

現在、法科大学院生の半数以上が平均320万円の借金を背負っています（日弁連のアンケート）。この上、司法試験に合格しても他業を禁じられ、生活費を国からの借金（約300万円）に頼ることになれば、経済的理由から法律家になる夢を諦める人が増大しかねません。現に法科大学院の志望者数が7年前の5分の1にまで激減しています。

給費制は、市民自らが市民のための法律家を育てる制度です。弱い立場へ追われがちな市民の目線で行動する法律家が必要です。「市民の権利の守り手」たる法律家を、今後も市民の手でしっかりと育てていくために、私たちは上記の事項を求めます。

氏名	住所

署名集約団体 ビギナーズ・ネット（司法修習生の給費制維持のための若手ネットワーク）
司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会

送付・連絡先 都民中央法律事務所 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-5-4 良久別館
TEL 03(5833)2977 FAX 03(5833)2900